

4月から「新しい介護予防・日常生活支援総合事業」が始まります

介護保険法の改正により、現在の要支援認定1・2の方が利用している介護予防給付のうち、介護予防訪問介護（ホームヘルプサービス）と介護予防通所介護（デイサービス）については、全国一律の基準に基づくサービスから、市町村が提供する「新しい介護予防・日常生活支援総合事業」のサービスへ移行します。

現行の介護予防給付(要支援認定1・2の方が利用しているサービス)

訪問看護、ショートステイ、福祉用具貸与 等

介護予防訪問介護（ホームヘルプサービス）
介護予防通所介護（デイサービス）

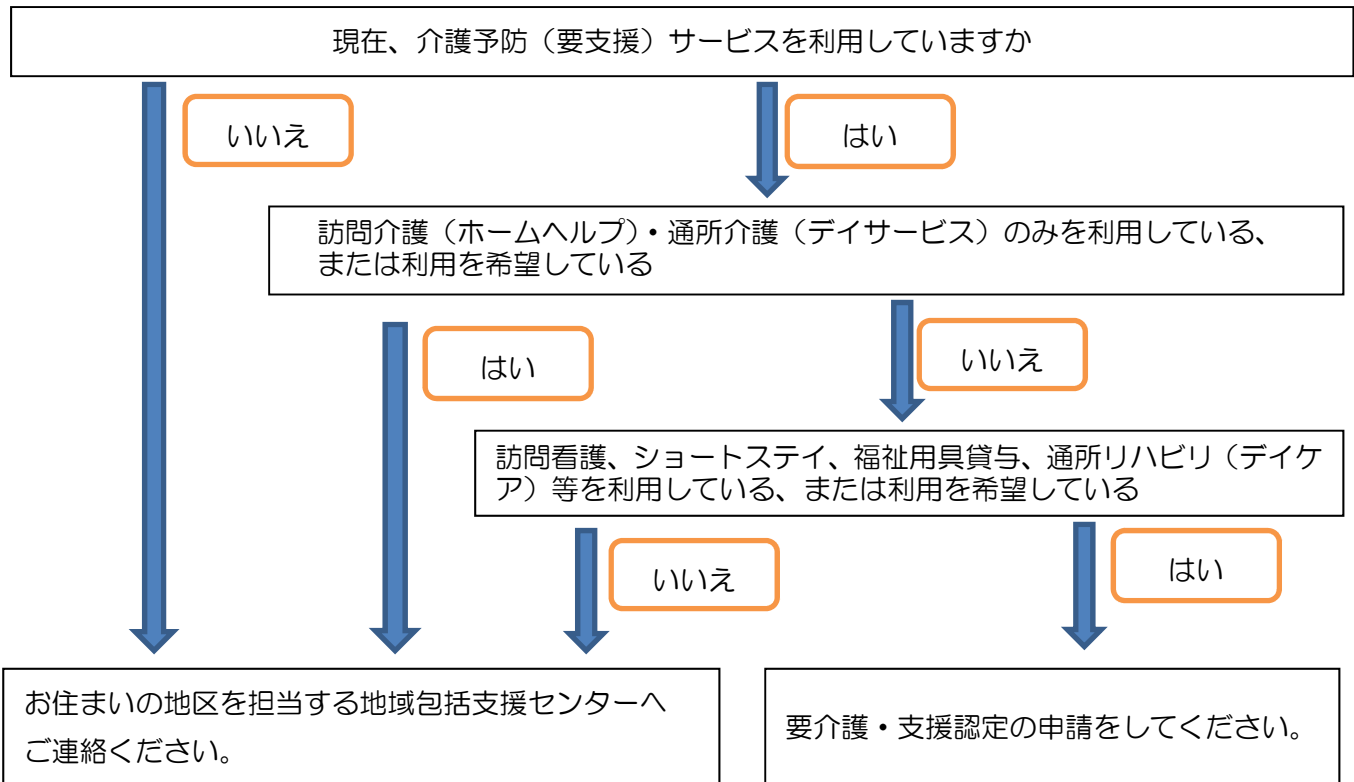
介護予防給付

- 対象
要支援認定1・2の方
 - 利用できるサービス
訪問看護、ショートステイ、福祉用具貸与、通所リハビリ（デイケア） 等
- （利用できるサービスは変更ありません）

新しい介護予防・日常生活支援総合事業

- 対象
要支援認定1・2の方
基本チェックリストによる事業対象者
 - 利用できるサービス
訪問型サービス、通所型サービス
- 〔平成29年4月以降、要支援認定の更新に合わせて、順次移行します。〕

【ご利用までの流れ】



【問い合わせ先】

愛西市地域包括支援センター

TEL 55-7117

愛西市地域包括支援センターサブセンター

TEL 25-5300